

## 電子申請システムを利用した申請手続きのながれ（H30 採用分特別研究員）

- ◎日本学術振興会電子申請システム・研究者養成事業  
[http://www-shinsei.jsps.go.jp/topyousei/top\\_ken.html](http://www-shinsei.jsps.go.jp/topyousei/top_ken.html)
- ◎操作手引（研究者養成事業用）  
<http://www-shinsei.jsps.go.jp/topyousei/download-yo.html>

### 1. 受入研究者の承諾を得る

特別研究員へ応募予定の方は、事前に採用後の受入研究者の承諾を得てください。

特別研究員の申請は、「研究に従事する機関」として予定している機関（受入研究者所属研究機関）を通じて行います。

※DC1 に申請予定で来年度博士課程へ進学する見込みの場合は、現在修士として在学している大学院から申請します。

### 2. 電子申請システム申請者用 ID・パスワードの取得申込（4月28日（金）まで）

特別研究員の申請は電子申請システム（研究者養成事業）（以下電子申請システム）を通じて行います。

電子申請システムにログインするための ID・パスワードは、受入研究機関が発行しますので、岩手大学を受入研究機関として申請する場合は、特別研究員申請用 ID を取得したい旨を研究推進課へメールにてご連絡ください。

折り返し ID・パスワード申込書を送付しますので、必要事項を記入の上お申し込みください。

※過去に登録した方のうち、平成 26 年 3 月以降に登録をしていない方は再度お申し込みください。

### 3. 研究推進課より申請者用 ID・パスワード登録通知書を申請者に送付

ID・パスワード申込書を提出した電子メールアドレス宛に、ID・パスワード登録通知書を送付します。

発行した ID・パスワードは、連絡先の変更及び結果通知の開示並びに採用後の諸手続の際にも使用しますので、忘失等しないよう注意してください。

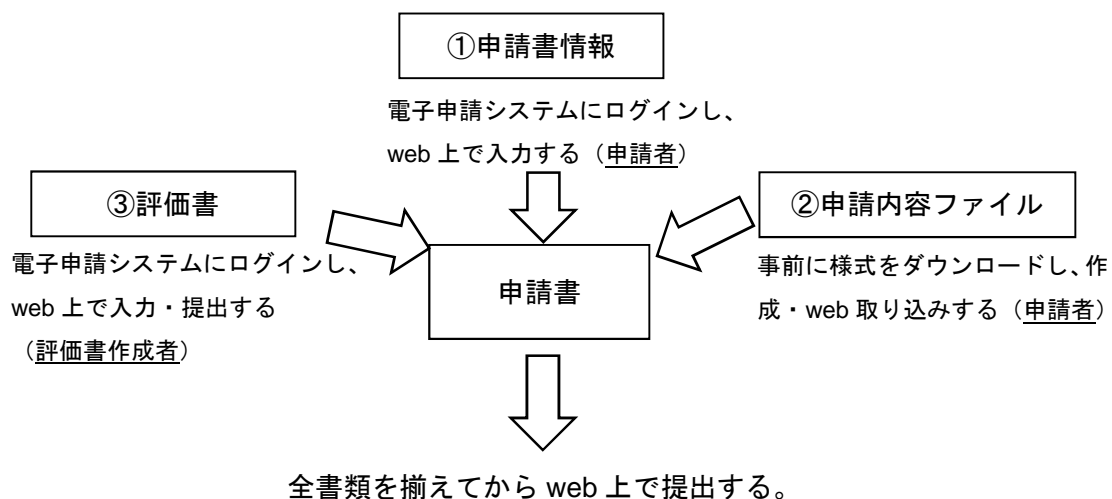
万が一、ID・パスワードを忘失等した場合は、速やかに研究推進課までご連絡ください。

### 4. 申請書の作成と添付書類等の準備（3月～5月）

【申請書イメージ】

申請書は以下の 3 つから構成されます。

- ①「申請書情報（Web で入力）」
- 申請書 ②「申請内容ファイル（Word 等）」
- ③「評価書（Web で入力）」



**①申請書情報入力・・・4月上旬から電子申請システムで入力可能**

電子申請システムにログインし、申請書情報 (Web 入力項目) に必要なデータを入力します。申請書情報入力後は、「処理状況一覧に戻る (後で確認する)」ボタンをクリックします。

**②申請内容ファイルの作成**

申請内容ファイル (Word) 様式を募集要項ページからダウンロードし作成します。

**③評価書**

「①申請書情報入力」完了後、電子申請システム申請書管理画面「評価書作成依頼」ボタンをクリックして評価者に作成を依頼して下さい。

評価者の提出が完了すると作成完了メールが申請者宛に通知されます。

また、申請書管理画面の「処理状況」欄においても提出状況が確認できます。

**5. 申請書提出 提出期限：平成 29 年 5 月 12 日 (金) 15 時**

完成した申請書を電子申請システムを通じて研究推進課へ提出してください。

**6. 研究推進課にて申請書の不備等確認し、申請者へ返却**

研究推進課にて申請書を確認し、不備等があった場合、電子申請システムに表示された連絡先の電子メール宛てに行います。

電子申請システムに記載する連絡先には、必ず連絡の取れる電子メールアドレスを記載してください。

**7. 申請書再提出**

申請書が返却されたら、修正内容等を確認の上、電子申請システムへログインし、申請書の修正を行ってください。

修正後、返却時に示された提出期限までに改めて電子申請システムにて提出してください。

## 8. 注意事項

- ・平成 28 年度募集分から完全電子申請となりました。  
評価書の作成も電子申請の対象となりましたので、評価者へ電子申請システムからの作成・提出依頼を忘れないようにしてください。
- ・様式の改変（ページの追加、記入しない項目の省略等）はできません。申請書作成要領及び申請書に記載されている注記をよく読んでから作成してください。
- ・電子申請システムへ入力する連絡先は、住所については採択通知等の送付に、電子メールアドレスについては申請書完成や修正依頼の通知、結果開示の連絡等に使用されます。  
入力にあたっては必ず連絡が取れる連絡先としていただき、引越等で変更した場合には速やかに電子申請システムにて変更してください。